

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 中谷 奈美子

論 文 題 目

不適切な養育に影響を及ぼす親の認知行動プロセスに関する  
実証的研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 本城秀次

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 氏家達夫

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 金子一史

## 別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

子育てにおいて、子どもの泣きや反抗行動を、親がどのように原因帰属し解釈するかという認知的評価は、その後続く不快感情や不適切な養育の決定要素として非常に重要である。本研究は、親の認知に焦点をあて、子ども側のリスク要因との関わりを含めて不適切な養育に影響を及ぼす認知行動プロセスを解明し、不適切な養育に対する予防的介入を検討することを目的としている。

第1章では、まず、現代社会において、虐待の一步手前の育児困難の親が増加している現状に触れ、深刻な虐待に陥った親への治療や再発防止だけではなく、一般の親を対象とした予防的介入の必要性を指摘している。これまでの研究には、1) ある単一要因と不適切な養育の個別の関係を明らかにしており、複数の要因が連続的に関わるという視点に乏しい、2) 虐待の社会情報過程モデル (Milner, 1993, 2000) では、感情要素が含まれていない、3) 子どもの要因との相互作用的視点に乏しい、という問題点を指摘している。さらに、わが国では子ども虐待に関する研究の多くは臨床事例報告にとどまっており、実証的検討がなされていないことから、親の認知行動プロセスの実証的検討の必要性を指摘している。

第2章では、本研究における仮説モデルの提示とモデルの理論的背景を提示している。まず、攻撃行動に関する社会情報処理モデル (Dodge, 1986; Dodge & Crick, 1994)、身体的虐待における社会情報過程モデル (Milner, 1993, 2000)、原因帰属理論 (Weiner, 1985, 1986, 2006)、ストレス理論 (Lazarus & Folkman, 1984) の理論的枠組みを整理している。次に、仮説プロセスに従い、親の個人内要因、子どもの要因、家族・社会的要因について説明している。

第3章では、子どもの行動に対する親の認知尺度を作成している。研究1では3~4歳の子どもをもつ一般の母親207名の回答を分析し、子どもの反抗行動に対する親の認知的枠組みには「被害的認知」「否定的認知」「肯定的認知」があり、そのうち不適切な養育に影響を及ぼしていたものは、親の戸惑いや関わり方に対する悩みなどの否定的認知ではなく、子どもの行動を敵意や悪意と捉える被害的認知であることを明らかにした。そして研究2では、世代間伝達の観点から、親の内的作業モデルが被害的認知を介して不適切な養育に及ぼす影響を、不適切な養育の種類別に検討している。1歳半~5歳児の一般の母親350名の回答を分析した結果、被害的認知には、対人関係における内的作業モデルのうち「アンビバレント」「回避」特性が影響を及ぼすことが

## 別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

示された。そして暴力行為に対しては、親の認知的枠組みのなかで被害的認知のみが不適切な養育の促進要因として影響した。一方、遺棄系行為に対して、否定的認知が促進要因として、肯定的認知が抑制要因として影響していた。

第4章では、認知を多次元から測定し、感情要因を含めたプロセスについて検討を行っている。研究3では、被害的認知は不適切な養育に直接影響を及ぼしていることが示された。一方、困難場面において子どもの行動を安定的に帰属する傾向や対処不可能と捉える傾向は、怒り・嫌悪感情を介して不適切な養育に影響を及ぼすことが明らかにされた。親の不安・悲しみは、不適切な養育と直接の関連はみられないものの、ネガティブな認知と関連が見られたことから、認知と感情の双方向の影響を検証する必要性が指摘された。研究4では、発達障害あるいはその疑いのある児の親の回答を分析した結果、一般養育と比べて発達障害児養育では、「自分の思い通りにいかない」といった子どもの行動に対し、安定性帰属が強く、対処可能性帰属が低いこと、子どもの行動に対する不安・悲しみや怒り・嫌悪が強いことが示された。

最後に、第5章では、第3-4章で得られた知見について、理論的意義と臨床的示唆を検討している。まず、本研究の知見は、「1つのリスク要因の存在=不適切な養育」という直線的な理解ではなく、リスクの段階的・連続的な関わりという視点を提起している。そして先行研究における対人認知や帰属に関する知見とも一貫しており、さらに臨床家による虐待親の認知の歪みに関する指摘を裏付けるものであった。このことから、従来の対人認知に関する理論的枠組みを親子関係・子育て臨床へ発展・応用する可能性を高めたといえる。また、子どものもつリスク要因が親の認知行動プロセスに影響していた点は、単に親のリスク要因のみ、あるいは子の要因のみでもない、親子の相互作用的な視点でモデルを構築する重要性を示唆していた。

次に、本研究結果から予防的介入への示唆として、親自身の認知・感情への気づきを促し、認知の偏りがある場合には子どもの発達ガイダンスを通して親自身が認知の偏りに気づき、修正していけるよう支援することが重要であり被害的認知に関しては、より養育困難の高い事例が推測され、標準的な認知行動療法に基づく介入だけでなく、親の情緒的問題に対する治療的介入や親子の相互作用を適切に促進する介入等を優先あるいは組み合わせるなど、親の問題に即した介入の必要性が指摘された。

さらに発達障害児養育では、子どもの行動が直接不適切な養育行動を招くプロセスだけでなく、親の認知・感情を介して不適切な養育に影響を与えるプロセスが示された。このことから、親の認知に介入することで怒り・嫌悪感情を低減し、不適切な養

別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

育を改善することが期待できるとしている。

本論文のこのような内容に対し、審査委員からは以下のような問題点の指摘がなされた。

- ① 「不適切な養育」という重要な概念の操作的定義が必ずしも明確になされていない。
- ② 引用されている虐待実態調査はどの程度科学的な調査なのか、必ずしも明確ではない。
- ③ 子どもを保育園に通わせている親と幼稚園に通わせている親では母集団に違いがあるのではないか。
- ④ ここに提示されたデータからは虐待がこれほど少ないのはなぜかと問うことも可能ではないか、すなわち、多くの母親が危機的な状況に直面しているのではないかとも言えるのではないか。
- ⑤ パス解析の結果について解釈の仕方をもう少し検討してはどうか。
- ⑥ 最終的に虐待に至る母親と至らない母親の違いはどこにあると言えるか。

このような指摘に対し申請者の応答は適切であり、本論文の限界、今後の課題等についても十分に把握していた。

そして、本研究で明らかにされた親の認知行動プロセスは、近年実施されつつある認知行動療法を応用した子育て支援の現場に、実証に基づく有益な学術的知見をもたらすものと期待される。

以上のような結果より、審査委員は全員一致して、本論文を「博士（心理学）」の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。